



日医発第 992 号（健 I）

令和 8 年 8 月 19 日

都道府県医師会
産業保健担当理事 殿

日本医師会常任理事
松岡 かおり
(公印省略)

小規模事業場向け中災防ストレスチェックサービスの開始について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

令和 7 年の労働安全衛生法の改正により、これまで努力義務とされていた労働者数 50 人未満の事業場（小規模事業場）におけるストレスチェックの実施が義務とされ令和 10 年 4 月 1 日より施行されます。

そこで令和 8 年 6 月より、実施者を選任できない 50 人未満の事業場向けに実施者・実施事務従事者を請負うサービスが中央労働災害防止協会より新たに開始されました。添付資料の通り、提供サービスは個人レポート及び集団分析、利用料金は一律 35,000 円（税抜き）となっております。産業医におかれましては、必要に応じて中小企業に対し情報提供していただければ幸甚です。

つきましては、貴会会員ならびに貴会関係郡市区医師会等への本件の周知方につきまして、ご高配を賜われますようお願い申し上げます。

小規模事業場向け



ストレスチェックサービス開始

ストレスチェックとは

ストレスチェックとは、自身のストレス状況を知るための簡単な検査です。
労働安全衛生法において1年に1回の実施が義務づけられています。

50人未満の事業場においてはこれまで努力義務でしたが、令和7年（2025年）の改正により、**令和10年（2028年）4月1日から実施が義務化**されました。

令和8年（2026年）6月より、実施者を選任できない50人未満の事業場向けに中災防が実施者・実施事務従事者を請負うサービスを新たに提供いたします！

小規模事業場向けメニュー *New*

1. ご利用できる事業場

中災防に実施者を依頼される労働者数50人未満の事業場

2. ご提供サービス（職業性ストレス簡易調査票57項目・紙受検）

- ・ 個人リポート：ストレスチェック結果
- ・ 集団分析：対象者全体の健康リスクの評価（仕事のストレス判定図）

※集団分析は有効回答者数10人以上に限ります。

※「ストレスチェック結果の保存」は中災防が5年間行います。

※「高ストレス者に対する医師の面接指導」については契約等を行っている医師や最寄りの地域産業保健センターへ依頼してください。

▼ お申込み先 ▼

3. 利用料金

一律35,000円（税抜）

多言語版はオプションで対応可（別料金）

※多言語…英語・中国語・ベトナム語・インドネシア語・ポルトガル語



50人未満義務化についてよくあるご質問

Q いつまでに実施が必要ですか？

A 施行日である令和10年（2028年）4月1日から1年以内に実施が必要です。

▼ Q&A掲載中！ ▼

Q 監督署への報告義務はありますか？

A 報告義務はありません。健康診断と同様です。

Q 受検対象となる労働者は雇用契約をしている全員でしょうか？

A 健診と同じく、契約期間が1年以上の労働者や、労働時間が通常の労働者の所定労働時間の4分の3以上の短時間労働者はストレスチェック実施義務の対象です。



通常メニュー

実施者がいる事業場向けに**選べる3種類2方法**のストレスチェックをご提供しております！
全国平均や業種平均と比較できる集団分析など様々なオプションをご用意しております！

標準版57項目	紙受検 Web受検	80項目版	紙受検 Web受検	総合版90項目	紙受検 Web受検
標準的なストレスチェック		ポジティブメンタルヘルス、組織資源の向上に		ストレスチェックと生活習慣を一緒にチェック	
法定のストレスチェックで用いる調査票として、厚生労働省が推奨している「職業性ストレス簡易調査票」57項目。多言語対応。		標準版57項目に加え、仕事の負担、仕事の資源、ワーク・エンゲイジメント等に関する23項目を追加した「新職業性ストレス簡易調査票短縮版」。多言語対応。		標準版57項目に加え、食生活、運動、飲酒、喫煙、口腔保健、生活リズム、VDT作業等に関する33項目を追加した全90項目。	

※ 多言語…英語、ベトナム語、中国語、インドネシア語、ポルトガル語。（別料金）

料金等の詳細はお問い合わせください！資料請求はコチラ▼

中災防HPから
資料請求

<https://www.jisha.or.jp/stress-check/index.html>

中災防 ストレスチェックサービス

検索



中災防より



資料を掲載した
お客様専用ページを
メールにてご案内

- ・ お客様専用ページで料金シミュレーション可能！
- ・ 無料でお見積りします！
- ・ スケジュールやお困りごととも**無料で相談可能！**（無料相談会）

ストレスチェックご利用フローチャート

貴事業場の労働者数は何人ですか？

50人未満

50人以上

ストレスチェックの実施者を
定めていますか？

「通常メニュー」をご利用下さい。

No

Yes

中災防が実施者を請負う
「小規模事業場メニュー」をご利用下さい。

「通常メニュー」「小規模事業場メニュー」のいずれも利用できます。

実施者は人事権のない医師、保健師、または厚生労働大臣が定める研修を修了した
歯科医師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師の中から選任する必要があります。
ストレスチェック実施者養成研修は中災防でも開催しております！ **詳細はコチラ▶**



▼▼▼お申込み・問合せ先▼▼▼

中央労働災害防止協会 健康快適推進部 ストレスチェック事業課

TEL 03-3452-6403

E-mail has-thp@jisha.or.jp

中災防 ストレスチェックサービス

検索